審第３９４０号－１
答 申 第 ３ ９ ７ 号
令和８年１０月１５日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

千葉県個人情報保護審議会
会 長　石 井　徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和７年９月１０日付け○○児第○○号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第３６１号

令和７年７月１１日付けで審査請求人から提起された、令和７年４月７日付け○○児第○○号－２で行った保有個人情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮問第３６１号

答　　申

１　審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和７年４月７日付け○○児第○○号－２で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

（１）実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、「審査請求関係文書８枚」及び「心理検査用紙・心理検査記録１２５枚」に記載された審査請求人の子の氏名、生年月日及び年齢を開示すべきである。

（２）実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

２　審査請求の経緯

（１）審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、令和７年２月１日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７６条第２項の規定により、「○○児童相談所における以下の情報一式を開示対象とします。人物：○○。期間：○○年○○月○○日以降。業務：児童福祉法に基づくすべて。機関：○○警察署、○○学校、○○学校、教育委員会、千葉県庁、その他関連行政機関。内容：メモ、メール、通話記録、議事録、内部連絡、報告書、その他関連文書。形式：文書、音声、画像、映像、電子データ、システム記録等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）実施機関は、本件開示請求に対し、法第８３条第２項の規定により、令和７年３月７日付け○○児第○○号で開示決定等の期間を延長した。

（３）実施機関は、本件開示請求に対し、「○○からの収受文書５３枚」（以下「本件文書１」という。）、「審査請求関係文書８枚」（以下「本件文書２」という。）、「心理検査用紙・心理検査記録１２５枚」（以下「本件文書３」という。）及び「本件児童作成文書２枚」（以下「本件文書４」といい、本件文書１から３までと併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、開示することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある等の理由により、本件決定を行った。

（４）審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し、令和７年７月１１日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（５）実施機関は、本件審査請求を受けて、法第１０５条第３項による読み替え後の同条第１項の規定により、令和７年９月１０日付け○○児第○○号で審議会に諮問した。

３　審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）本件審査請求の趣旨

本件不開示決定のうち、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について最大限の開示を強く求める。

（２）本件審査請求の理由

現状の不開示では、これら情報に関する連携・対応や判断経緯の全体像が把握できず、実質的な事実確認や適切な支援体制の検証を行うためにも、さらなる情報開示が必要である。

以上の理由から、児童の権利利益の保護、行政の説明責任、適正手続および透明性の観点に照らし、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について、最大限の開示を強く求める。

４　実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

（２）処分の内容及び理由

ア　処分の内容

（ア）保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書１から４までに記録された保有個人情報を特定し、不開示決定を行った。

（イ）行政文書の内容

本件文書１は、審査請求人から児童相談所に提供された、審査請求人が家庭における本件児童の行動等を記録した文書である。

本件文書２は、審査請求人が○○年○○月○○日付け提出した児童措置費負担金徴収金決定処分についての審査請求に係る記録である。

本件文書３は、児童相談所が本件児童に対して実施した心理検査に関する検査用紙、記録である。

本件文書４は、本件児童が職員との面接において作成した文書である。

イ　処分の理由（不開示部分及びその理由について）

（ア）本件文書１について

本件文書１は、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして同文書を不開示としたところである。

これを詳述すると、同文書は開示請求者である本件児童以外の第三者である審査請求人から児童相談所に提供された文書であり、審査請求人が家庭における本件児童の行動を観察した記録及び本件児童の行動に対して審査請求人が対応した記録が記載されているものである。これを開示すると、本件児童以外の第三者である審査請求人の権利利益が損なわれるおそれがあるほか、相手方との信頼関係が損なわれ、今後児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（イ）本件文書２について

本件文書２は、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして同文書を不開示としたところである。また、本件決定の決定通知書には明確に記載していないが、法第７８条第１項第２号にも該当するものとして同文書を不開示としたところである。

これを詳述すると、同文書は本件児童の保護者である審査請求人が○○年○○月○○日付け提起した児童措置費負担金徴収金等決定処分に対する審査請求に関する記録、文書であり、開示することで本件児童以外の第三者である審査請求人の権利利益が損なわれるおそれがあること、また、審査請求人や関係機関から得た情報・やりとりの記録が含まれており、開示することで相手方との信頼関係が損なわれ、今後児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（ウ）本件文書３について

本件文書３は、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして同文書を不開示としたところである。

これを詳述すると、同文書は児童相談所が本件児童に行った心理検査に関する検査用紙や検査の記録であり、心理検査の内容や結果、それに対する担当者の評価等が記載されているものであるが、これを開示すると、当該内容や結果、評価に対して疑義が提出されるなど児童相談所業務の適正な遂行に混乱が生じるおそれがあること、また、判断基準等が公になることで、今後自分に有利な結果を得るために取り繕うなどして客観的な評価が妨げられる結果、公正な判定が困難にな

り、業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（エ）本件文書４について

本件文書４は、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該文書を不開示としたところである。

これを詳述すると、同文書は本件児童が児童相談所職員との面接の中で作成した文書であるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、本件児童が審査請求人から虐待を受けたおそれがあることが保護理由とされていることから、これを開示することにより、それが審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

（３）弁明の内容について

審査請求人は、「児童の権利利益の保護、行政の説明責任、適正手続および透明性の観点に照らし、法令上非開示とされる部分を除き、処分庁が保有する関係各機関とのやりとりや記録等の実質的内容について、最大限の開示を強く求める」旨主張する。また、その理由として「現状の不開示では、これら情報に関する連携・対応や判断経緯の全体像が把握できず、実質的な事実確認や適切な支援体制の検証を行うためにも、さらなる情報開示が必要である」旨述べている。しかしながら、本件決定に当たっては、法第７８条の規定に基づき適正に不開示決定を行っていることから、審査請求人の主張は当所が不開示決定文書を開示する理由にはならない。

５　審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア　実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ　審査請求人は、前記３（１）のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

（２）本件決定の不開示情報について

ア　本件文書１の不開示情報について

（ア）本件文書１は、審査請求人が実施機関に提供した本件児童の行動等の記録であると認められる。

実施機関は、本件文書１に記録されている情報について、法第７８

条第１項第７号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

（イ）審議会で見分したところ、本件文書１に記録されている情報は、児童相談所が本件児童以外の第三者から得た情報であると認められる。

当該情報を開示すると、当該第三者との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

イ　本件文書２の不開示情報について

（ア）本件文書２は、審査請求人が児童措置費負担金徴収金決定処分について行った審査請求に関する記録であると認められる。

実施機関は、本件文書２に記録されている情報について、法第７８条第１項第７号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

（イ）審議会で見分したところ、本件文書２に記録されている情報は、児童相談所と本件児童以外の第三者とのやり取りの内容に関する情報であると認められる。

ａ　本件文書２に記録されている情報のうち本件児童の氏名については、これを本件児童に開示したとしても、法第７８条第１項第７号に該当するような支障が生じるとは考えられない。

したがって、本件児童の氏名については、開示すべきである。

ｂ　本件文書２に記録されている情報のうち本件児童の氏名を除く情報については、これを開示すると、やり取りの相手方との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

ウ　本件文書３の不開示情報について

（ア）本件文書３は、児童相談所が本件児童に対して行った心理検査の内容及び結果を記録した文書であると認められる。

実施機関は、本件文書３に記録されている情報について、法第７８条第１項第７号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

（イ）審議会で見分したところ、本件文書３に記録されている情報は、児童相談所が本件児童に対して行った心理検査の記録であり、心理検査の具体的な方法やその評価方法等が記載されていると認められる。

a　本件文書３に記録されている情報のうち本件児童の氏名、生年月日及び年齢については、これを本件児童に開示したとしても、法第７８条第１項第７号に該当するような支障が生じるとは考えられない。

したがって、本件児童の氏名、生年月日及び年齢については、開示すべきである。

b　本件文書３に記録されている情報のうち本件児童の氏名、生年月日及び年齢を除く情報については、これを開示すると、児童相談所の判断基準や調査手法等が公になり、適正な業務の遂行が阻害されたり、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられたりするなど、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

エ　本件文書４の不開示情報について

（ア）本件文書４は、本件児童が職員との面接において作成した文書であると認められる。

実施機関は、本件文書４に記録されている情報について、法第７８条第１項第１号及び同項第７号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

（イ）審議会で見分したところ、本件文書４に記録されている情報は、本件児童と職員との面接の内容に関するものであると認められる。

本件開示請求は未成年者の法定代理人が本人に代わって行った開示請求であるところ、当該情報は、これを本件児童以外の者に開示すると、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第１号に該当し、不開示が相当である。

（３）結論

以上のことから、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

６　審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審　議　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
令和７年９月１０日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和８年６月２６日	審議（令和８年度第３回第１部会）
令和８年７月２４日	審議（令和８年度第４回第１部会）
令和８年９月１８日	審議（令和８年度第５回第１部会）

千葉県個人情報保護審議会第１部会